

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事要旨（令和８年６月１２日開催分）

日時

令和８年６月１２日（金）午後２時から午後３時３５分まで

場所

東大阪市本庁舎２２階会議室

出席者

（東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員）

潮谷会長、茨木副会長、池畑委員、高橋委員、田中幸子委員、田中宏一委員、濱田委員、村岡委員、李委員

（事務局）

尾上人権文化部長、本田人権室長

樋口人権室人権啓発課長、人権室人権啓発課：稲月、松田、川見、濱本

会議次第

1. 開会
2. 議事
3. その他
4. 閉会

会議の公開及び傍聴人の数

公開／５人

要旨

潮谷会長

第６回の東大阪市人権尊重のまちづくり審議会になります。昨年度は「東大阪市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」について、みなさまで議論していただきまして、４月１日より施行となっております。ご協力ありがとうございました。まずは昨年度、東大阪市で実施されている人権の様々な研修であったり、取り組みということについて、評価を行うとともに、今後の取り組みの方向性ということについ

て、忌憚ないご意見を出していただけたらと思っております。昨年度の中でもう少し追加をしておく、審議した内容は「インターネット上の人権侵害に関する条例」については12月に市に答申を出し、今年4月から「東大阪市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」として施行されております。今年度については、もう1つの諮問事項である東大阪市の人権施策の推進に関する指針についての審議を行います。それでは事務局の方から資料1、2、3について説明をしていただきたいと思います。その後、前回の審議会同様に質疑応答の時間を設けた後、皆さんに順番にご発言をしていただけたらと思っております。このような流れでよろしいでしょうか。では大体1時間半以内に、審議時間を想定しておりますのでご協力よろしくお願いします。

事務局

それでは事務局より説明させていただきます。まず本年度の審議会においてご議論いただきたい内容と今後の進め方について、ご説明申し上げます。第3期の審議会におきましては、2つの諮問事項がございました。1つは「インターネット上の人権侵害に関する条例」に関する諮問事項でございます。こちらにつきましては、昨年度、ご審議いただき今年度4月1日から条例が施行されております。もう1つの諮問事項であります本市の「人権施策の推進に関する指針について」について審議を進めていただきたいと思いますと考えております。本市が今後、人権施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、指針についてご審議いただくことが必要であると考えております。一方で、指針について検討を進めるにあたりましては、まず現在実施している事業の状況や課題を整理し、必要な見直しについて検討することが重要であると考えております。そのため、今後の審議の進め方といたしましては、本年度は主に人権啓発事業についてご議論いただき、現状の事業の成果や課題、今後のあり方について、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。委員のみなさまにはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見賜りますよう、よろしくお願いいたします。まずは、当課の事業全体について、共有させていただいたうえで、人権啓発事業のテーマ設定や啓発手法、事業効果の捉え方などについて、委員のみなさまからご意見をいただきたいと思いますと考えております。近年、人権課題は多様化しており、インターネット上の差別事象や外国人、性的マイノリティ、子どもなど、啓発の対象となるテーマも広がっております。また、市民ニーズも変化する中で、講演会や映画上映など、様々な啓発手法を組み合わせながら、より効果的な啓発を進めていくことが求められております。こうした状況を踏まえ、本日はどのような人権課題を取り上げていくべきか、どのような啓発手法が効果的か、また啓発効果をどのように捉えるべきかなどについて、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。本日は現状と課題を共有し、今後の方向性について幅広く、ご意見をいただく場としたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

【資料1 人権啓発課の全体の事業についての説明】

当課では、憲法週間、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」の制定された7月を「人権尊重のまちづくり強化月間」としております。そして人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせて、啓発事業を実施しております。また、これらの啓発事業に加えて突発的な差別事象への対応、学校でのいじめ重大事態に係る再調査対応、3月の審議会でご説明をさせていただきました犯罪被害者等見舞金支給事業など業務内容も多岐にわたっております。それぞれの事業は、市民の人権意識の向上や、人権課題への理解促進という点で重要な役割を持っておりますが、一方で社会課題の多様化に伴い取り扱うテーマも増えてきております。

まず1ページ、人権啓発課の事業となっております。人権啓発事業といたしましては、大きく区分いたしますと先ほど申し上げた週間事業に合わせて実施するもので200人程度の市民を集めて実施する事業と、市民人権講座と題しまして30人程度の市民を集めて実施する事業、また「ふれあい祭り」など人が集まる場所にブースを構えてパネルの展示を実施しております。資料1の1ページ目、憲法週間事業でございます。本事業は日本国憲法の施行を記念した憲法週間に合わせて、憲法の基本原則である、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義について、市民の理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的としております。具体的な取り組みといたしまして、まず周知活動として、市内7か所の行政サービスセンターにおいて啓発物品の配布を行い、幅広い市民に働きかけております。また、インターネット広告も活用し、より多くの方に情報が届くよう工夫しております。次に「市民のつどい」については200人規模で実施しており、近年は人権課題に関心を持っていただく入り口として、映画上映を中心に実施しているところでございます。令和7年度につきましては、182人の参加があり、多くの市民に人権について考えていただく機会となりました。さらに、庁舎の北側に懸垂幕を掲揚するところがあり、期間中に懸垂幕を掲揚することにより、意識啓発を図っております。次は、3ページ目をご覧ください。先ほど申し上げました「東大阪市の人権尊重のまちづくり条例」の施行に基づきまして、7月を強化月間と定め集中的に啓発を行っているものでございます。具体的には、庁内外の窓口や行政サービスセンターにおいて、ポスター掲示や物品配布を行うとともに、中心事業として、「つどい」を開催しております。この「つどい」では、その時々社会課題に応じたテーマを設定し、専門家や当事者による講演を実施しております。令和7年度は、犯罪被害者の視点から人権を考える講演を実施し、来場者に加え、録画配信による視聴機会も提供するなど、参加形態の多様化を図っております。今年度につきましては「インターネット条例」の施行もあり、条例の啓発も踏まえ、インターネットに関わるご講演を予定しております。続いて5ページ、人権週間事業でございます。12月の人権週間に合わせ、講演、展示などを複合的に実施し、人権と平和について、総合的に啓発を行う事業でございます。周知活動では前の2つの事業と同じように行政サービスセンター等で啓発物品配布を実施しております。「平和と人権のつどい」では、映画上映や講演会などを行っております。さらに「平和と人権&識字展」では、市内幼稚園、認定こども園の園児、小中高生

の人権作品や識字学級生などの展示を行い、人権課題や識字問題について学べる機会を提供しております。続きまして7ページ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間事業でございます。こちらは、拉致問題をはじめとする、人権侵害の解決に向けた世論啓発を目的として実施しているものでございます。具体的には、映画上映や講演会を通じ、被害の実態や課題について理解を深めていただく取り組みを行っております。あわせて、花園ラグビー場のライトアップや市内でのブルーリボンの着用など、市全体で関心を高める取り組みとしております。続きまして8ページ、「子どもと学ぶ人権教室」でございます。本事業につきましては、学校と連携し、地域住民や保護者の方、児童生徒がともに人権について学ぶ機会を提供するものでございます。学校、地域一体となった啓発の場となっております。実施状況につきましては8ページに記載の通りです。続きまして9ページ、市民人権講座でございます。30人程度の規模で実施する講座でございます。市民がより深く、様々な人権問題を学ぶ機会を提供しております。先ほどの週間事業は多くの方が人権を学ぶきっかけにさせていただくことを目的に、こちらにつきましてはもう少し深く学ぶ機会の提供という視点もふまえ設定している講座でございます。テーマにつきましては、部落問題、LGBTQ、ハンセン病問題、ヤングケアラー、見た目問題、幅広く設定しており、専門家による講義やワークショップ形式を取り入れることで、理解の深化を図っております。年間複数回開催することで、様々なテーマで講座を実施することが可能となっております。9ページから12ページまで記載されているものでございます。続きまして、13ページ、人権啓発パネル展でございます。本事業はふれあい祭りや国際交流イベントなど、多くの市民が集まる場所へ出向き、パネル展示や啓発物品を配布するものでございます。事業実績につきましては記載の通りでございます。来場者が気軽に立ち寄れる形式で実施することによって、普段人権事業に接する機会の少ない方にも広く啓発を行うという目的で実施しております。同じページの下段の人権啓発視聴覚教材の貸し出しでございます。学校や地域団体等に、人権に関するDVD等の教材を貸し出すことで自主的な学習の支援を行っております。実績については記載の通り、令和7年度は47件、約2,500人の視聴がございました。学校教育や地域活動における補完的な役割を担っております。続きまして14ページ、啓発冊子の発行でございます。「ハーモニー」という冊子や「人権作品集」、「ヒューマンライツカレンダー」などを作成し、学校や市民に配布しております。特にカレンダーにつきましては、毎年、数万部規模で配布しており、日常生活の中で、人権を意識していただくための継続的な啓発媒体となっております。続きまして15ページ、人権の花運動でございます。小学校で花を育てる活動を通じて、命の大切さや思いやりの心を育むことを目的としております。児童が協力して、花を育てる過程で、人権尊重の意識を体験的に学ぶとともに、地域の交流にも繋がる取り組みとなっております。16ページ、子ども人権ラグビー教室でございます。本市の特色であるラグビーを生かし、プロ選手による指導や人権擁護委員の講話を組み合わせた教室を実施しております。チームプレーやフェアプレーの精神を通じて、いじめ防止や思いやりの心の醸成を図る、体験型の啓発事業となっております。

続きまして 17 ページ、平和事業についてご説明いたします。平和事業につきましては、大きく分けまして「平和のつどい」と「平和シネマフェスティバル」の 2 つの事業を実施しております。まず「平和のつどい」につきましては、平和資料展や平和に関するパネル展示を行う他、被爆体験を伝える体験講話や、子ども向けのパフォーマンス・コンサートなどの公演事業を実施しております。体験講話につきましては、これまで長年にわたり、市内在住の広島・長崎の被爆者の方々にご協力をいただき、ご自身の体験を語っていただいていたまいりました。しかしながら、被爆者の高齢化が進んでいることから、近年は事業内容の見直しも行っております。令和 7 年度につきましては、戦後 80 年という節目の年であったことから、被爆者 2 世の方による講話と、平和をテーマとしたコンサートを組み合わせた事業として実施いたしました。このように「平和のつどい」につきましては、平和の大切さや、戦争の悲惨さを次世代へ継承していくことを目的として、様々な手法を取り入れながら実施しております。次に、平和シネマフェスティバルについてご説明いたします。19 ページをご覧ください。平和シネマフェスティバルにつきましては、夏休み期間中に開催しており、家族連れをはじめとした幅広い世代の方々にご参加いただけるように、平和をテーマとした映画やアニメ作品の上映を行っております。映画を通じて戦争や平和について考えるきっかけを提供するとともに、平和への理解や関心を深めていただくことを目的として実施しております。その他にも、いじめ問題調査委員会の運営業務、こちらにつきましては学校でいじめ重大事態が生じた際、重大事態とは「生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがある場合」や「年間 30 日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」が該当し、まずは教育委員会の組織調査で対応いたしますが、市長が再調査が必要と認める場合は、私どもが第三者による調査組織を設置し、再調査を行います。前回の調査では、年度をまたぎ 2 年程度の時間を要しました。他にも突発的に発生する差別事象への対応や、犯罪被害者見舞金事業、核実験や核ミサイルの使用に対し、北朝鮮のミサイル発射、他国が核実験した場合に、抗議業務など、人権担当ということで、様々な事業を展開しております。以上のように、本市では大規模な集客型事業、少人数の講座、学校連携、イベント出展など、多様な手法を組み合わせながら、人権意識の向上に取り組んでおります。

【資料 2（市民のつどい）についての説明】

こちらは人権啓発の中でも 200 人規模の多くの市民のみなさまにご参加いただく、つどいの内容について整理したものです。市民のつどいは憲法週間、東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間、人権週間そして拉致問題の 4 つの機会を中心に開催をし、講演会や映画上映などを通じて、人権について考える機会を提供しております。近年は対面開催に加え、動画配信の活用など、より多くの市民のみなさまにご参加いただける工夫を行っております。テーマ設定につきましては、参考資料、法務省が示す人権啓発活動強調事項を基本としつつ、より多くの市民のみなさまにとって身近で関心の高い内容となるように「社

会的関心の高まり」や「国や大阪府の法制度の動き」、さらには「参加者アンケート結果」などを参考に、職員間で協議を行い決定しております。資料にございます通り、これまでのテーマとしては、ハラスメントやインターネットと人権、子どもの権利、セクシャルマイノリティ、犯罪被害者支援、災害時の人権など、時代の状況を踏まえた幅広い分野を取り上げてまいりました。今後のテーマ設定にあたりましては、引き続き、社会状況の変化を踏まえるとともに、市民のニーズをとらえながら、より効果的な人権啓発となるよう検討していく必要があると考えております。つきましては本資料を参考に、今後とり上げるべき人権テーマの方向性や内容について、委員のみなさまのご意見を賜りたいと考えております。資料2について補足です。他にも2024年1月の能登半島地震を受け、令和6年の人権週間では、防災と人権をテーマに元フジテレビのアナウンサーの笠井信輔さんをお呼びしました。また令和6年に障害者差別解消法が改正されたことを踏まえ令和7年の人権週間では、映画「水上のフライト」を上映するなど、その時々社会状況を踏まえた企画を行っています。

【資料3（令和7年度事務事業レビューシート）についての説明】

事業実施後の振り返りのためのシートで、現在、事業の効果につきましては、参加者数、アンケートによる満足度、意識変容に関する回答などを中心に検証を行っております。一方で、人権啓発事業は参加人数などの数値だけで測ることが難しい面もあり、継続的な啓発や、多様な層への接触機会の確保といった視点も必要であると考えております。そのため、参加人数以外にどのような視点で効果を捉えるべきか、どのような啓発が市民の行動変容や理解促進につながるかについても、ご意見をいただければと考えております。こちらの意識変容度はアンケート結果によるもので、アンケート結果の全員の回答から、人権についての関心や理解が深まったとか、やや深まったという割合を示しているものでございます。あと配布物品の数、参加者数、満足度を、指標として挙げており、裏面は担当者の所感を記入し、それらを課内で共有することにより、事業の振り返りを行っているものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

潮谷会長

資料1、2、3についてご説明をいただきました。たくさんの啓発事業であるとか、取り組みがあったかと思えます。これらについて、みなさまの方でこういう取り組みを今後していったほうがいいんじゃないとか、この取り組みのこういうところをもっと強調した方がとか、現状というところですね、みなさまの方で評価していただいて今後の方向性を出していったらなというふうに思っております。いかがでしょうか。

池畑委員

人権擁護委員の池畑と申します。私ども人権擁護委員は、子どもたちに人権教室という

のを行っております。テーマは主にいじめということで、各小学校、もしくは保育園とか定時制高校に行かせていただきまして、そのテーマについて、ワークショップの方をさせていただいています。また、先ほど16ページにも記載しておりました、子ども人権ラグビー教室も近鉄ライナーズさんとともに、子どもたちに人権について、おぎゃあと産まれたときから、みんなが持っているんだ、持っている権利だよってということで、そのときのご時世、去年でしたら、ちょうど特殊詐欺がありますのでそういうSNSの怖さも入れながら、社会情勢の人権に関わるようなこともテーマに入れながら、子どもたちにお話をさせていただいております。また去年、私がよかったなあと思いましたのは、17ページに書いてあります平和公演会ですね。去年は「小さな祈りをこの空に～」ということで、二世の岩田美穂さんに、原爆のお話をいただいたんですけども、お話の後にちょうど動線のように原爆を落とされたときのヘルメットとかお弁当箱とか、そういう被爆した物を置いたんですね。なので、ちょうど夏休みで子どもたちも見ましたし、動線としては、平和の公演会を聞いた後にそのものを見るっていうのは、すごくよかったかなって感じましたし、また、聞いたら、被爆した物は貸し出しができるということで、もっともっと、小学校等にそういう貸し出しがオッケーだよということを知らせてあげると各学校は、そういう平和についてのテーマ、私3月まで小学校の方に勤務してましたので、平和に関しての時期になると平和大通りとか、私図書室にいてましたので、平和に関する絵本を読みながら、通った後にそういう戦争に関しての資料等とか、物品を置いておくと、子どもたちにすごくいいのではないかなって感じました。近年、もちろんそのLGBT、セクシャルマイノリティということとともに、多文化、やっぱり外国の子どもたちすごく学校に多いんです。ここ10年で、年々いろんな外国の子どもたちが入ってますので、そういうちょっと多文化についてのことももっと子どもは半年もすれば慣れて、和気あいあいと仲良くしてるんですけども、子どもより本当は大人の方が、そういう点では、啓発をもっとしていつて理解を深めるっていうことが必要じゃないかなと思います。それと、ちょっと離れてるんですけども、ハンセン病に関しては、間違った知識を得てる人もあるかと思うので、改めてハンセン病についても入れてもいいのかな、啓発してもいいのかなとも思いました。以上です。

潮谷会長

ありがとうございました。人権擁護委員の方たちは学校訪問して、たくさん子どもたちに人権の大切さを伝えていただいているかと思っています。また、今言っていたように、こういうイベントの中で、ただ単に聞くとか、映像見るだけじゃなくて実際のものに触れるっていうそういうのがあれば子どもだけでなく大人なんかも、情報としてしっかり入ってくるものがあるかなというふうに思いました。多文化のところと、ハンセン病も少し入ってたかなとは思いますが、やっぱりそのあたりっていうのは、本当に誤解がすごく広がりやすい人権分野かなと思いますので、継続的な発信をしていくのが大事だなと

思います。

村岡委員

まずは今回おまとめいただいたことで、東大阪市がこれだけたくさんの取り組みをされているということについて初めて知ることができて非常によかったなと思いますし、私自身勉強になりました。啓発活動の対象について、参考資料でも18個ぐらい挙げられていて、差別問題に対してどれが重要で、どれが優先的というようなものって基本的にはないのだろうなと思いますので、どこに重点当てていくかという、非常に難しいところがあるのかなと思っていて、やはり広くとらえていくということがあるのかなと思います。ですのでここを重点的にやっていくっていうのについては私自身もなかなか意見が出にくくて、難しいなと思ったところではあります。一方でどのテーマにおいても、資料2を拝見すると、大きく人を呼んで講演をしていただいて、それで啓発をするというものと、もう1つはそのパネルないし映像というものがあるかと思います。これは私個人の意見かもしれないんですけど、人を呼んでお話をさせていただくっていうのって、調整とか、動員とか、すごく開催側の労力が大きいなっていうのが自分が、業務関係でそういうイベントをするときも思っているところがあります。それでも動員ができて、うまくいったときはいいんですけども、ただ傾向を見てるとどうも人を呼べばたくさん集まるというわけでもないようで、同和問題のときの映画上映はすごく人数が多いですし、やっぱり来やすいとか、興味があるという形で、市民の方に訴求しやすい部分もあるのかなと思いました。私が意外だったのは、いわゆる芸能人的な著名な人を呼んだら人が来るのかなと思ったら、まとめていただいたものを見るとそうでもないようです。やっぱりこういったことは自治体側の負担も考えながら辞めずに続けていくということを考えたときに、映像とかパネルとか、そういったところを多めに、中心にしていってもいいのではないかなという考え方もあると思います。また、講演で人をお呼びするという場合は、やっぱりそれで集まった方が少ないとちょっと寂しいし、実績としてもあとから反省の対象になってしまいますので、例えばその人権団体の方に、こういう講演イベントができますよという形で公募するという方法がもしあるのであれば、その時点で一定数の人数を見込むことができるので、いいのかなと思ったりもします。方向性として、映像が増えていく、パネル展示が増えていくと、そういうのは割とポジティブにとらえてもいいのではないかなという印象を受けました。

潮谷会長

村岡委員言っていただいたように、見ると人っていうよりも、パネル映像の方が人が集まりやすいという傾向はあるなと思います。参加しやすさというところは考えないといけなそうですし、言っていただいたようにやっぱ自治体の負担っていうところもよく整理する必要もあるだろうなというふうに思います。確かにタレントさんだから多いというわけで

もないということですよね。そのあたりお金のかけ方みたいなのであるかもしれないですね。

村岡委員

今回の資料には載ってないですし、またちょっとそこまで開示できないというところもあろうかと思うんですけれども何となく私の想像では映像の上映の方が、講演をお願いするよりは、費用が少なく済むのかなと考えています。費用がすべてではないんですけれども、事業を維持していくという点でも費用面も重要なとちょっと思った次第です。

潮谷会長

費用対効果っていうところも分析していくことは大事だと思いますね。これだけの取り組みをやっているということですので、その中で効果性、効率性を見極めながら、場合によってはスリム化していったり重点化していったりという視点っていうのは今後必要かなと思います。パッと見たときにやっぱり「いろんなことすごくやってるな。」ただ、それはどういう計画性のもとにやってるのかなっていうのが一方で見えにくい部分もあるので、先ほどの分野については網羅してやってるわけですので、そういうところをチェックしながら、こういうのは実施してるんですとか、次年度はここのとこと、それこそ条例が通ったインターネットに関することをやる。そういう流れっていうのがあるといいなと思いますね。他いかがですか。何かこういう啓発をやったほうがいいんだってところは、ありますか。

李委員

啓発事業についてご紹介いただきまして、他の委員の先生方もおっしゃったように大変幅広くいろんな形態で事業展開されているということを拝聴しまして、たくさん取り組みをされているなど、改めて敬意を表したいというふうに思います。お話聞いておりまして、例えばこういったいろんな事業を実施されるにあたって市民のみなさまへの周知といえますか、何月何日ここでこういうことをやりますよというような周知みたいなものは、例えば市政だよりのようなものでご案内があるのかをお伺いしたいのと、どうしても市民のみなさまが全員参加されるようなイベントは困難ではありますので、効果をどのように図るかというのはなかなか難しいことではあるのかなとは思いつつ、しかし参加された方がそれぞれのイベントなり、講演会なり映画なりご覧になって、理解がどう深まったのかというのを検証するというのは、引き続き、非常に重要な検証の手段なのだろうというふうに思います。他方で市民全員のみなさまの中での人権意識がどう向上したかということと考えますと、どうしてもこの意識調査みたいなものですね、毎年やるというのはなかなか大変なことでありますけれども、定期的実施をされるというのが大事なのかなというふうに思います。国の方でも、実施されているとは思いますが、それと合わせるなり、

なかなか難しそうではありますが東大阪のみなさまのデータはどのようなかという、そういった独自の検証というのはあったほうがよいのかなと少し感じた次第です。それともう1点ですけれども平和学習といいますか平和事業に関しまして、やはり実際に被爆を体験された方が高齢化されたり、残念ながらお亡くなりになったりということで、被爆の体験をどう語り継ぐのかというのは非常に大きな課題なのだろうと。その点では二世の方に来ていただいたというのは、大変大事なことと思います。市内にそういった方がいらっしゃるのには心強いことではあるのですが、なかなか見つからなかったらやはり広島からお越しいただくというのも検討されたらどうかなというのが1つと、それともう1つは平和の問題を考えるにあたって、もちろん核兵器被害をどう考えるかという、非常に大きな問題ではあるのですが、私も国際法の研究者の端くれですので、戦争被害というのを考えたときに、1つはそういった核兵器の甚大な被害とともに通常兵器による甚大な被害というのは、これまたあるわけですね。東大阪も第二次世界大戦中に空襲の被害に遭われたということでありますので、1つは東大阪も戦争の被害に遭ったよというのをご紹介いただくというのも、身近なところでやっぱり戦争被害というのが生じることがあるのだと、自分たちの、場合によってはご先祖がそういった被害にあったのだなという実感していただくためにも、東大阪市内ではどうだったかを考えてみる機会があってもよいのかなと感じた次第です。その点でいいますともう1つ、やはり気になりますのは、今現在まさに武力紛争が起こってるわけです。その点では、ウクライナの問題は1度取り上げられたようですけども、この中東の情勢を取り上げるのはなかなかセンシティブですので、難しい問題が山ほどあるというのは重々承知してはいるんですけども、しかし中東情勢が今の日本の経済活動に対して甚大な影響をもたらしているというのを、武力紛争と私たちの生活との密接な関係というのを考える上で大変重要なことであるとは思っていますので、難しいとは思いますが、中東情勢、イランとアメリカ、イランとイスラエルだけではなくて、周辺諸国との報復の応酬みたいなものが、大変なことを引き起こしている。ある程度落ち着いた後になるかと思いますが、そういった点も取り上げていただくと、実際に日本に武力行使が行われてはいないけれども、特に中東における武力紛争が世界中に甚大な影響をもたらすのだというのを考える機会を設けていただくとよいかなというふうに思います。

潮谷会長

1つ質問もあったかなと思いますけど周知の方法というところで何か工夫されているところとかありますか。

事務局

広報の形といたしまして、広報をしたときに受け取れる人と受け取れない人というのがないように、東大阪市民の方には全体に周知されることというのが重要だと考えております。そうするとやはり市政だよりが市の広報としては一番始めに来るものでございまし

て、大体事業の1ヶ月程度前の市政だよりに掲載、2つ目にウェブサイト。みなさまには前のインターネット条例でご議論いただきましたようにSNSやWebが主流ではございますので、市の公式ウェブサイトへの掲載。こちらが大体1ヶ月ちょっと前に掲載されるという形になっております。併せて、フェイスブック、LINE、そして、Xなどで、市の広報というのを行っております。他にも紙でのチラシという形で、印刷物を出しますので、それを各行政サービスセンターや市の関連施設への配置、各学校園への配布という形で広報協力をお願いしております、できるだけたくさんの方にこういうイベントがあるよとまずは知っていただく。その中で、興味や関心が少しでもあるなって思った方が参加していただけるようにと広報を行っております。一方で、広報期間が長いと、申込数も増える傾向にありますが、基本すべてのイベントは参加無料となっております。こちら実績値という形でみなさまには資料でお配りしているのですが、参加人数、例えば、令和5年人権週間の「破戒」という映画、同和問題を取り扱った映画ですが、実績値203人となっております。こちら定員300人のホールで203人の参加者の方がいらっしゃいましたが、実は申し込みの段階では300人を超えておまして、何人かお断りいたしました。ところが実際当日開場してみると、当日キャンセルなどにより、最終実績値203人という形になっています。もちろん今後も無料で続けていくことに意義があるという面と、やはり当日都合が悪くなって、キャンセルが多く出てしまうというところも悩んでいるところの1つでございます。以上、広報についてのお答えになっております。

潮谷会長

広報についてはいろんな方法が、時代時代に出てくることもありますし、例えば子どもたちが使っているもので考えると例えば保育園なんか今アプリで情報交換しておりますので、保育アプリに出せそうな情報の形とか、そういったところも方法としてやっていったり、小学校中学校になると、タブレットを通じての情報発信というのがありますので、そういった新しいものを、取り入れていただけたらなというふうに思います。定員を超えてしまうってのはありがたいんですけど、実際に来なかったというのは残念ですし、定員を超えるような内容っていうのはやはり、興味のあるものとして継続的にやっていくとか重点的にやっていくっていうのも、必要かなというふうに思いました。李先生に言っていた、意識調査の部分、確かにこういった啓発事業やって、どういった効果あるのかってアンケート調査できたらいいんですけど、それによってどれだけ人権意識が高まったかっていうのはなかなかわかりにくいという面があるので、どこかでそういう人権意識の変化っていうのがわかるといいなと思います。また、このあたりは今後の指針を作っていく中で、検討すべきだなというふうに思いました。あとね、平和の啓発についてもかなりやっていますけど、実際に東大阪の被害状況みたいなのところっていうのは、知っておくってすごく大事なと思うので、参考にさせていただけたらと思います。武力紛争については結構難しい面はあるんですけど、やっぱり東大阪市の中小企業もかなり影響を受けていて、建

築資材がこないというの聞いております。そういった声も集めていくと良いのかな、関心にも繋がっていくのかなと思いますけど、もう本当に幅広くなってしまうんですけどね。すごく重要な視点をいただいたかなと思ってます。他いかがですか。

濱田委員

身体障害者福祉協会の方から来てます濱田です。よろしくお願いします。私も以前映画上映の方誘われて行ったんですけども、実は私、視覚障害がありまして、副音声がある方がありがたいですね。映画見せていただいたら字幕とかあって聴覚の方は、楽しんで観ておられたんですけど、私たちは、副音声がついてたらなと思ってちょっと残念でした。それと、いじめですね。いじめっていうのは、あるきっかけで、集団でその子をいじめることによって快感を得てしまって、いじめてる本人たちはそんなにいじめてるって実感がないらしいですね。そういうのをやっぱり、ドラマとかで視聴しますと、大人になってやっとその子らは、いじめてたんやなって反省しても、本人はいつまでもいじめられたっていう気持ちが残ってしまったり、時には自殺行為におよんでしまったりとか、そこに行くまでの間に、誰かに助けを求められたらいいんですけど、親に言って、親がもし学校に言ったら、それこそ余計いじめられるし、その中間でどこか子どもたちが集まれる、学校じゃない、塾じゃない、癒しのできるような場所があったらなと常日頃思ってるんです。あと、戦争と平和の問題は、この間、私はよく聞いてた武田鉄矢さんの「三枚おろし」っていうあれなんですけど「進撃の巨人」とか「エヴァンゲリオン」っていう、映画アニメですね、あれを見て、ウクライナの子たちや、他の戦争の子が癒されてるっていうんですね。それはなぜかと言ったら、自分たちは今すごいこういう状態になって実際そういう過酷な中にいるのに、エヴァンゲリオンと同じなんやっていう方に意識を持ってるって、爆音がすごいするような中で、親がそのDVDを見せてね。少しでも心を癒してるっていうのを聞いて、そうなんだ、日本のアニメがそういうとこで役に立ってるんだっていうことを聞いて、目からうろこだったんです。だから日本のアニメっていうのは馬鹿にならないっていうのは、ああいう風なん見てどこが楽しいのかなと私も最初思ったんです。進撃の巨人なんか怖いばかりでね、どこが楽しいのかなって思ってたけど、でも進撃の巨人の巨人たちはもともと人間だったんですって。それがあんな風な怪物にさせられたっていうことがあるし、もし核兵器は殺すこともあっても、人を化物にすることがあると思うんです。原爆の被爆でいつまでも被爆の痕が残ってる方の話も聞いたことがあるんですけども、吉永小百合さんの、ずっとお1人で語り部をされてるのもたまに聞くんですけど、そういうふうなことを聞くとやっぱりそういう方法っていうか YouTube みたいな感じで安くつくれないかなあと思って、例えばふれ合い祭りのパネルもいいんですけど。そのパネルをしたときの様子を、簡単に、YouTube でこんなんで紹介しましたみたいな感じで。いろんな方が家にいても、見ることも聞くことができるじゃないですか。そんな感じで、家の中にいても、見れるようにしていただけたらありがたいなと思いました。

潮谷会長

こういった公演もそうですし映画もすべての人が聞ける見れるという状況を作っていたくってというのは重要かと思いますので、そのあたりのご配慮をぜひしていただけたらと思います。いじめについては教育現場の方でも、いろんな取り組みされてると思いますので、またそういう教育現場の取り組みの情報集約もすごく重要かなと思います。人権教育も、学校単位であるとか、先生単位でやってることあるので、そこら辺がもう少し集まってくると、それこそ充実してる学校、ちょっと取り組みが今年ではできなかった学校みたいな、そんなのも見えてくる可能性あるなとは思いますが。いじめとか虐待とか、そういったところで言うと、やっぱりＳＯＳの教育っていうのが、すごく小学校とか中学校の中で今求められてて、どうやって自分のしんどさって発信できるのかっていうことを教えていくっていうのが、本当大事だと思いますので、そういったところ、教育現場と一緒にできたらなというふうに聞きながら思いました。あとアニメなんかも本当馴染みやすいものがあります。でもその中にテーマとして、いろんな深いテーマであるものがあるんですけども、活用するのも大事だなと思いますね。ふれあい祭りとかやっぱりこういったものも、オンデマンドで見れるような環境も必要ですよ。

高橋委員

まず1つ目として4月からインターネット条例ができて、本当によかったなとは思っておるんですけど、今後も罰則規定を含めて、またいろいろいいものに出来ていったらいいなと思うのが1つです。それと、人権啓発についてですけども、インターネットができて、ここ近年、表現の自由であるとか、言論の自由とかを盾にして、インターネットで、例えば東大阪市でしたら〇〇町であるとかの地域の映像が流される。実際、裁判で差別されない権利というのが認められてまして、削除要請をしたり、そういう事象がまだまだあります。僕もいろんなところで、お話もさせてもらってますけども、いわゆる部落差別の問題、同和地区やった地域が実際どういふところなんか、今現在どのようになっているのかということも、市民の方に知っていただきたいし、実際、地域にあります施設は、今の時代になってくると地域の人の利用がだんだん少なくなった。そういう意味では、それはすごく良い形になってきて、またその地域を知ってもらい、いろんなことを知っていただいて、偏見のないようになっていければなと、その辺は1つ喜んでおります。しかしそういう中でも、例えば大阪市の職員による偏見に満ち溢れた会話が発見され、そういう部落差別発言、具体的に言うと、部落出身のものは絶対結婚させたらあかんみたいなことを言うようなことがあったり、また何のエビデンスもなく、地域の改良住宅に対する偏見に満ち溢れたことを議会で発言する議員が出てきたりとか非常にこういうピリピリするようなことも多いんです。しかし本当にこの地域、皆さん頑張ってきました。もともとはやっぱり厳しい部落差別の中で、しんどい生活してきて、でもそんな中、青年部とかで、地域の

こといろいろやってきました。本当にもうしんどい、お葬式の手伝いとか、結婚式の手伝いもういろんなことをして、もう今から考えると、地域共生社会というものの、ずっとやってきてるわけなんですけど、今現在ななんて、例えば、今、地区の市営住宅、いわゆるその被差別、差別されてきたそのルーツを持つ地域にルーツを持つ人っていうのは、どんどん生活が豊かになってきて、狭い公営住宅にずっと住んでられないということで、どんどん地域を出ていく。公営住宅ですんでその地域は毎年普通に東大阪中に募集しています。そこで、多くの人が、申し込んで住んでおります。だからもちろんその地域にルーツのない人もたくさん住んでいます。しかしそのいわゆるその部落差別ということをする方、ルールないんですよね。例えば大阪府で、そういう、あなた、どういう人がその部落差別受ける人だと思いますかという質問したとしたら、ある人は、そこに住んでいる人のこというんじゃないでしょうか。またある人は、戸籍がそこやった。誰が決める、自分が決めれる。そんないい加減なものなんですよ。だからそんな中でもしかすると、今まで自分は部落差別とは一切関わりがなかったのに、そこへ公営住宅、申し込んで当たった、生活がしんどかったし、公営住宅入ってよかった、入った途端、いわゆる被差別部落にルーツがないのに、その人が結局、部落差別を受ける可能性もあるんです。そんなおかしい状況で、それにもかかわらずそういうふうな、偏見に満ち溢れた動画、またその動画を上げて、やっぱりどういう意味で、興味があるのかわかりませんが、それなりの再生数が表れるということで、差別でお金もうけするそんな人がいっぱい出てる。東大阪市には、当然のことであるかと思うんですけどね。いい土地も悪い土地もないんです。それぞれどこに住もうが、そこにはすてきな営みとか、町並みあるんですよ。にもかかわらずね、そういうふうな偏見で溢れた動画とか、分断をあおるようなことをする人がいる。それがインターネットで世界中に流布される。本当にもう厳しい状況にありますけれど、我々は、東大阪市の地域共生社会の、モデルケースにしてみようぐらいの勢いで、高齢者の見守りサービスから、子ども食堂とか、様々なことをして部落にルーツのある人も、ルーツのない人も、その地域に住んでいる人たちのために、地域共生社会を作っていこうというふうな形でやっております。そういうこととかをいろいろ知ってもらったり、いかにこの部落差別というものがそんな迷信に満ち溢れた差別であるかということを我々いろんなところで学校の先生であるとか、時には子どもたちであるとか、いろんなところで人権啓発に協力してやっていきたいなと思っている次第ですけども、その辺でちょっと今日はお話させていただきます。私からは以上です。

潮谷会長

長年、人権文化センターでは地域共生に向けた活動をやってきましたんで、そういったことを知っていただくっていうのが、欠かせないって思います。ぼくも大阪府で人権相談を扱ってるところで、東大阪の事例って上がってくるんですけど、本当しんどい事例っていうのがあがってその中で、地域の方たちが地域一体となって支えてるという事例が、今

までも幾つもありましたんで、そういう支え合いのある地域なんだっていうことで理解をしてもらうというのは、東大阪に住んでてよかったっていうところに繋がっていくと思う。そういう発信を行政も地域も一緒になってやっていったらいいなと思いますね。

田中幸子委員

いろいろみなさまがおっしゃっているように、啓発課ではいろんな事業をやっておられるなということをまざまざと感じております。今回犯罪被害者の見舞金とか、新たにいろいろなことがたくさん限られた人員の中でも、様々なことが増えていくなと感じておまして、私も今高橋さんがおっしゃったように、いろんな地域で活動しておまして、人権文化センターもう私もそこを卒業したんですが、関わり持ってまして、やっぱり最近地元だけじゃなくて、地域外、どこの方からも利用が増えてきております。それまで、それがいいのかどうか、利用料も少しは安いっていうんですか。貸館業務が安いとか、いろんな、ただ安いだけじゃなくて、やっぱり施設利用するにあたって、その地域の中にあっても、いろんな中で取り組みが行えるという大ホールもありますし、各部屋も音楽室とかも、ここの中にあります。温泉も数年利用していただいたりとか、いろんなことをやっております。啓発事業の中で人権の花運動っていうのを、やられてたのは、ちょっと今初めて知ったんで私たちも地域の中で、高齢者の方と、小学校の児童と一緒に花を育てようということで、年に2回ぐらいやるんですが、花が上手に育ったら、墓地の中にも花を、藤棚の下で花を植えてみんなでお墓参りにこられたときに、綺麗に花を咲かしてるなというのが、初めねらいでやってたんですが、なかなかうまいこと育たなくて、断念、もうやめたいなと思ったりとか地域の中で、センターの道路わき、そこにもみなさまが通ったときに、綺麗なお花やなというふうなんで、育てていこうと、ここ二、三年前からやってるんですがなかなか上手に育て切れなくて、もうやめてしまおうかなあと思ったり、気持ちになえてしまったりするんですが、今この啓発事業の中で人権の花運動ということで、やっておられることも、見させていただいて、私たちも、やっぱりその途中でうまいこといかないからやめてしまおうとかじゃなくってやっぱり継続していくことが大事なと、今感じております。平和では、意岐部東小学校で、5月に広島の方へ修学旅行へ出向きます。そういった中でも、小学校今もずっと行ってるんですが、高齢者の方とサロンなんかをやっておりますので、子どもたちと高齢者の人と一緒に折り鶴を折って、それを5月に持っていただいて、来週またその報告会をプロジェクター通じて、みんなで高齢者に行った子どもたちの報告会という形で、人数は30人ぐらいなんですが、定期的に交流も進めていっております。ということで今、自分でもう気持ちがちょっと花運動やめようかなと思ってたりしたんですが、やっぱり続けていかなければいけない。職員さんの中でも、人員的には限られた人員ですので、いろんな事業していくのは大変だと思います。やっぱり、これだけの事業をしていこうと思うとやっぱり毎日毎日の日々の積み重ねが、相当あるんだなと思いますけど、やっぱり私たちの差別運動もそうです、やめること

はできません。だから、限られた人数の中でも、やっぱり推し進めていっていただきたいなと感じました。

潮谷会長

ぜひ、花が咲くまで頑張ってくださいと思います。

田中宏一委員

僕はこの資料を見させてもらってちょっと思ったのが、開催回数も少ないし、中身もほとんど一緒かなというようなイメージを持ちました。令和7年、6年、5年の3年分ですから、3年分としてはちょっと少ないのかなと感じています。回数を1回2時間のイベントをするのではなくて、例えば、自らが主催するだけではなく、いろんなイベントの相乗りさせてもらうとか一緒にコラボさせてもらうとかして、回数を増やすのはいいのではないかなというふうに感じました。行政ではいろんな部署がいろんなイベントを各地で行っていますので、それぞれが単体でイベントを開催するのではなくて、連携していくのはいいのではないかと思います。また、新しい裾野を広げるところは、なかなかいつも課題だなというふうに思っています。わたしの専門分野である福祉業界でもイベントするのですが、来られる方って8割9割ぐらいの方が、福祉にもうすでに精通している方とか、もともと興味ある方が多く、新規の方というのは少ないのかなと感じています。そういう中で、例えば、全然ジャンルの違う音楽イベントで、ちょっと隙間の時間に福祉の話とかさせてもらえたらなとか、よくよく思っています。例えば、音楽イベントとか相当な人数もいますから、たとえ15分であっても、広がる可能性があります。回数のところはそういう形で、もっともっと細かく、数をふやしたらいいのかなと思います。啓発活動の物品配布につきましても、やっぱり2000個っていうと、東大阪市が50万人に対して、1%にも満たない数字ですので、やっぱり、1%とか、3%、よく言えば5%とか数字の目標も意識してやっていくことが大切だと感じます。例えば、化粧品業界では、いくら広告費をかければ、これだけの人数の方が見て、これだけの販売数になる。などと長年の経験やデータをもとに取り組みをしています。一方で、お金もかかってくることです。これもシェアしていくといいますか。他部署や社会福祉法人などの障害福祉もいろんな啓発の資料を作っているところに、あわせてのっけさせてもらうとか。なんか一緒に作らせてもらうとかという形で経費もシェアしていくのがいいのではないかと思います。内容につきましても、多くのケースで、有識者の方が前に出てしゃべるっていうことが多いのですが、やっぱり普段、僕たちが接してる事例って、有識者がしゃべるほどの内容ではないケースも結構あります。小さな些細なことということもあって、当事者間でしゃべる方が、何か生きた声もあるのではないかなとか思ったりしています。こういう場合、話が綺麗にまとまらず、グダグダになることも多いかもしれませんが、結局のところ、参加者の満足度や理解が進むきっかけをつくるという意味ではいいのではないかと考えています。一方

的に、有識者の話を聞くイベントだけではなくて、参加型のイベントにすることで、アクティブラーニングを取り入れることも重要なかなと思っています。最後に、人権啓発では、いろんな地域で活動している方っていらっしゃるんですよね。それぞれがそれぞれの思いで活動していると思うのですが、やっぱり行政として啓発していくっていうのであれば、そういう活動している団体の方々の告知とか、何か取りまとめとか、応援とか、そういうのをされるのも良いのではないかなというふうに思っています。というのも、例えば、子どもの不登校とか、障害福祉やってらっしゃる方のお母様方、チラシを刷るお金もなく、配るお金もなく、自分たちで一軒一軒、軒先にまわってお願いしている状況を聞きます。福祉事業所のメーリングリストを行政は持っていますから、公開することで、いろんな形で協力できることもあるのではと考えています。行政としてやっぱり情報持っていますので、一定のルールを課しながら、そういうデータを活かしていく時代なのかなと思っています。また、そういう団体から、逆にデータも取り入れやすいと感じます。今回、事務局の体制は人材が一新されて、大幅に変わりましたから、今までどおりの同じようなことをずっと継続するだけではなく、新たなチャレンジをぜひお願いしたいなと思っています。

潮谷会長

新たなチャレンジになるかと思いますが、いろんなコラボに入っていくっていうこともそうだし、他分野の方で繋がっていくということであったり、参加型のイベントも入れていきたいということですね。ぜひそういう人権に絡むような取り組みされてる小さいところも、発見っていうかね、繋がっていただいて、応援をしてもらいたいなと思います。

茨木副会長

みなさまいろいろ意見ありがとうございます。大体、私も思ってる部分もあったんですけども、最近、これは人権の啓発とはちょっと離れてると思いますが、トクリュウによる犯罪っていうのは、あれは、例えば金持ちだけの話じゃないかと思われてるかもわかりませんが、トクリュウの犯罪者の一番最初の窓口は若者なんです。若者は、大体未成年者が多いんですけども、その上にはもっとたくさんの階層があって、犯罪組織なんかが、多分関与してるとは思うんですけども、その犯人は捕まらなくて、捕まるのは全部トクリュウと言われてる若い世代の犯罪者なんです。そこら辺はやっぱり、今後人権の中で、そういうようなことを阻止できるような啓発を。今後、私は人権擁護委員なんで、そういう問題が人権擁護委員の中でもまだ全然起こってなくって、今後問題になる可能性は高い。今までだったら例えば、都市の方、首都圏が多かったんですけど、最近では東大阪市内においても、ポツポツ起こりかかっているということなんで、ご注意を願いたいと思

いますけども、今後こういうような問題も、まちづくり審議会の中に、関係したほうがいいかなと。犯罪者は自分自身の将来のことを考えなくてですね、今殺人みたいなやつが表に上がってますけども、そうじゃなくてそういうふうな詐欺とかですね、いろんな被害を受けておられる方がどんどん増えていってしまうというふうなことなんで、ちょっと懸念はしてるんですけども、そこら辺ちょっと気づいたところで、お話をさせていただきました。

潮谷会長

東大阪は大学も多い地域ですので、そういう若者に対する啓発はすごく大事で、実際にうちの大学生なんかもちょっと巻き込まれてることは今まで何回かありました。そういう教育は、大学でしてるんですけど、なかなか学生たちに入っていってない。自分は違うだろうと思いついていうのがあったりして、広げていくっていうところはしっかりしないといけないですね。みなさまご意見言っていただきましたけど、最後何か言っておきたいとかありますか。最後にですね、昨年度取り組んだ犯罪被害者の保障であるとかですね、またインターネット条例の実施の、今のところ、状況ということを事務局で言えるところですね、ちょっとイベントとか講演会を企画してるという話ありましたけどそのあたりがありましたら教えてください。

事務局

みなさま様々な貴重なご意見、本当にありがとうございました。事務局として、そういう視点で企画に取り入れていけたらなというご意見を多数いただきました。またそちらについては、今後の企画会議等で反映していければと思っております。最後会長にご質問いただきましたまずインターネット条例に関するのですが、今年度7月11日土曜日、場所は若江岩田にあるイコーラムホールでインターネットと人権に関する講演会を開催予定となっております。講師は、下村健一さんで、「想像力のスイッチを入れよう―悪意なき人権侵害を防ぐために―」というタイトルでご講演いただく予定となっております。広報は来週からスタートする予定となっております。こちらの広報チラシは、インターネット条例の施行についても記載予定です。条例に関する単独のチラシについては今年度中に検討を進めて参りたいと考えております。

続きまして、犯罪被害者等見舞金制度についてですが、現時点で問い合わせ1件ございました。制度と必要書類の案内をしておりますが、現時点で申請はきておりませんので、実績としては0件という扱いになっております。

潮谷会長

様々な対応をする中で、いろんな課題とか、取り組みの方向性っていうのが見えてくるんじゃないかなと思います。以上で議案の方すべてになりますけど、何かみなさまご意見

等最後ありますか。

はい、それではみなさま忌憚のないご意見出していただきましてありがとうございます。
た。